

生田哲郎◎弁護士・弁理士／吉浦洋一◎弁護士・弁理士

均等侵害を認めた事例

[東京地方裁判所 平成28年6月23日判決 平成27年(ワ)第6812号]

1. 事案の概要

本件は、原告が専用実施権を有する「搾汁ジュース」(特許第4580408号)の特許権(以下、本件特許権)の侵害に当たるとして、被告が販売するスロージュース(以下、被告製品)の差止めおよび廃棄、特許法102条2項に基づく損害賠償を請求したところ、均等侵害が認められた事案です。

(1) 請求項1の特許発明

本事案では、請求項1の特許発明(以下、本件発明)の技術的範囲の充足性が争われました。

本件発明は、以下の構成要件に分説されます。

- A 上部一側に投入口が貫通形成され、内部中央に回転軸孔が形成される蓋と、
- B 前記蓋の下部に設けられ、底部には案内段が形成され、外部下端部には滓排出口と汁排出口とが隔離して形成され、中央下端部に貫通孔を持つ防水円筒が形成され、前記防水円筒の下部縁に前記汁排出口と連通する圧力排出路が形成されたハウジングと、
- C 上部には前記回転軸孔に回転可能に

挿入される上部回転軸が形成され、外面にはスクリー^{らせん}螺旋が複数形成され、下端には上記圧力排出路に挿入されて回転する複数のスクリーギヤが形成された内部リングが下方に突出形成され、前記内部リング内側に前記防水円筒が挿入される下部空間が設けられ、下部中心には角形軸孔が形成された下部回転軸を備えたスクリーと、

- D 外壁は、前記汁排出口へ汁を排出させるべく、網構造からなり、内部面には垂直方向に複数の壁面刃が備えられ、前記案内段に挿入されるように形成された網ドラム、
- E 前記ハウジングと前記網ドラムとの間に装着されて回転しながら、前記網ドラムと前記ハウジングとを連続的に掃き出すブラシ付のブラシホルダーを備えた回転ブラシと、
- F 前記防水円筒の貫通孔を介して前記角形軸孔に挿入される角形軸が備えられ、前記スクリーを低速に回転させる駆動部とを含み、
- G 前記スクリーを収容するハウジングが前記駆動部の上側に垂直に固定され、投入口に挿入された材料を圧着及び粉碎すると共に搾汁しな

から滓を排出する

H ことを特徴とする搾汁ジュース。

(2) 争点

被告は、被告製品が本件発明の構成要件A、E～Hを充足していることは認めています。主な争点は、構成要件B、Cの「圧力排出路」の充足性でした。

被告は、被告製品のハウジングにおける圧力排出路(果汁案内路)について、底部は平たんであり、網ドラムがハウジングにセットされたときに初めて形成される構成であるとして、圧力排出路が存在しないと主張しました(被告はその名称と機能を争っており、以下では「果汁案内路」と記載されている部分もあります)。

なお、被告は、構成要件B、Dの「案内段」の充足性についても争いましたが、裁判所はその充足性を認める判断をしました。

また、原告の損害賠償について、被告は、被告製品の販売により利益は得ていないと反論していたことに対し、「原告はこれに具体的に反論せず原告主張を裏付ける証拠も提出しない」ことから、裁判所は、弁護士・弁理士費用の請求のみを損害額として認めました。

より、高粘度の汁を効率的に排出することができる」として、相違点を置換しても、本件発明と同一の目的を達することができる」としました。

また、「被告製品のハウジングにスクリー及び網ドラムを配置すると果汁案内路が形成され、これが汁排出口と連通して、搾汁された汁の一部を汁排出口へ案内する機能を果たす」こと、「被告製品のスクリー下部に形成されたスクリーギアは、果汁案内路に挿入されて回転」し、「網ドラムはハウジングの上方から配置されるものであり、果汁案内壁とハウジング底面との間に隙間が生じることもあり得る」「その場合には当該隙間から汁が果汁案内路の外側に流出するから、果汁案内路に流入した汁が内周側の防水円筒を超えてハウジング外部に流出することはないものと考えられる」ので、「被告製品の果汁案内路は本件発明の圧力排出路と同一の作用効果を奏する」とし、相違点は、「圧力排出路と同一の作用効果を奏するものとして、置換可能と評価するのが相当である」と判示し、置換可能性を認めました。

さらに、被告の「被告製品はハウジング底面を平坦化することにより清掃を容易にするという新たな効果が生じているから置換可能とはいえない」との主張に対しては、「仮にそのような効果が生じるとしても、ハウジング底面の清掃容易性は本件発明の前記課題とは無関係」と判断しました。

ウ 第3要件について

第3要件（置換容易性）について、「本件明細書には、本件発明の実施例として、ハウジングに形成された圧力排出路

の外側のハウジング底面の上部に網ドラム底部に形成された底部リングを載置し、その内周面と圧力排出路の外周面が上下に一体となって、これと防水円筒の外周面により圧力排出路の上方に続く空間を形成し、そこにスクリー下方に突出形成された内部リング及びその下端のスクリーギアが挿入される例が記載されており、「このとき、水分（汁）の一部が内部リングと網ドラムの内部リング挿入孔（底部リングの内側に当たる。）との間の隙間に押し込まれ、圧力排出路に流入する」旨、「すなわち、底部リング（網ドラム）内壁からそのまま圧力排出路の外周側の内壁を伝って圧力排出路に流入しており、上記実施例において網ドラムの一部は圧力排出路の外周側の壁の役割を果たしているといえる」とし、「また、本件発明と同じ技術分野に属する搾汁機において、搾汁ケース（本件発明のハウジングに相当する。）のブッシング（同防水円筒に相当する。）の下部縁に流路を形成せず、搾汁ケースの底部のこの部分を平坦にしたものは被告製品の製造販売時に公知であったと認められる」ことから、「本件明細書の前記記載に接した当業者にとって、上記実施例の網ドラムないし底部リングを下方に伸長して圧力排出路の外周側の壁に代えるとともに、この部分のハウジングの底面を平坦にすることによって、圧力排出路の外周側の壁全

体を網ドラムで形成することに思い至るのは容易であるというべき」として、置換容易性を認めました。

その結果、被告製品の果汁案内路は本件発明の圧力排出路と均等であると判断し、均等侵害を認めました。

3. 考察

本事案は、均等侵害を認めた数少ない事例です。また、本質的部分について大合議判決（知財高裁特別部平成28年3月25日（平成27年（ネ）第10014号）に沿った判断をしています。

すなわち、大合議判決では、本質的部分について、「従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分」としたうえで、「明細書記載の従来技術との比較から認定されるべき」であるとしていますが、本事案においても、本件発明の課題および効果などを明細書に基づいて詳細に認定し、本件発明と被告製品の相違点が本質的部分か否かの判断を行いました。

今後、均等侵害は、大合議判決の本質的部分の判断基準に基づいて行われていくことが予想されますから、均等侵害を検討する際には、明細書の課題および効果を十分踏まえたうえで、主張を行っていく必要があるものと思われます。

本事案はその点からも、実務上、参考になると考えられます。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独逸マックス・プランク特許法研究所に在籍。

よしうら よういち

早稲田大学理工学部情報学科卒業。一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻修了、成蹊大学法科大学院修了。知的財産権の権利化、侵害や無効鑑定業務、コンピュータ関連の法律問題に従事。